

武器貿易条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	条約の内容	二
1	趣旨及び目的	二
2	適用範囲	二
3	弾薬類	二
4	部品及び構成品	二
5	実施全般	三
6	禁止	三
7	輸出及び輸出評価	三
8	輸入	三
9	通過又は積替え	三
10	仲介	三
11	流用	四
12	記録の保存	四
13	報告	四

14	執行	四
15	国際協力	四
16	国際的援助	四
17	締約国会議	四
18	事務局	四
19	紛争解決	五
20	改正	五
21	効力発生	五
22	留保	五
23	他の条約の国際協定との関係	五
三	条約の実施のための国内措置	五
(参 考)		六

一 概説

1 条約の成立経緯

- (1) 通常兵器の不正な取引が、各国の安全保障、社会、経済及び人道状況に悪影響をもたらすことから、平成十八年（二千六年）から国際連合において、通常兵器の移転の規制に関する高い水準の国際的な基準を規定する武器貿易条約に関する検討が開始された。平成二十五年（二千十三年）三月に武器貿易条約の最終国際連合会議を開催して交渉が行われたが、一部の国の反対により条約案は採択されず、我が国を含む多数の国が、最終国際連合会議においてまとめられた条約案と同じ内容のものを採択するために第六十八回国際連合総会に共同で決議案を提出し、条約案は、平成二十五年（二千十三年）四月二日に賛成多数で採択された。
- (2) この条約の署名式は、平成二十五年（二千十三年）六月に国際連合本部において開催され、我が国からは、軍縮会議日本政府代表部天野大使が出席して署名を行った。

2 条約締結の意義

この条約は、通常兵器の不正な取引等を防止するため、通常兵器の輸出入等を規制するための措置等について定めるものである。我が国がこの条約を締結し、その早期発効に寄与することは、通常兵器の国際貿易の管理に関する国際協力を推進するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 通常兵器の管理リストを含む国内的な管理制度を整備すること。
- (2) 国際連合安全保障理事会決議によって採択された措置に基づく義務（特に武器の輸出入禁止）等に違反する通常兵器等の移転を許可しないこと。
- (3) 輸出の許可を与えようとする前に、通常兵器等が平和及び安全に寄与し、又はこれらを損なう可能性等について評価し、いずれかの否定的な結果を生ずる著しい危険性が存在すると認める場合には、当該輸出を許可しないこと。
- (4) 輸入、通過、積替え及び仲介を規制するための措置をとること。

(5) 通常兵器の流用を防止するための必要な措置をとること。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約の発効当初から締約国として条約の実効性を高めるために積極的に参画していくことが我が国の利益に資するものであること、また、我が国が条約作成の段階から主導的な役割を果たしてきており、そのような役割を引き続き果たす姿勢を内外に示すことが重要であることから、この条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 趣旨及び目的（第一条）

この条約は、国際的及び地域的な平和及び安全への寄与等のため、通常兵器の国際貿易の規制等のための可能な最高水準の共通の国際的基準の確立、その不正な取引の防止等を目的としている。

2 適用範囲（第二条）

この条約は、戦車、装甲戦闘車両、大口径火炮システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍艦、ミサイル及びその発射装置並びに小型武器及び軽兵器について適用する。この条約の適用上、国際貿易の活動は、輸出、輸入、通過、積替え及び仲介から成り、以下「移転」という。締約国が使用する通常兵器の国際的な移動であつて、当該締約国によつて又は当該締約国のために行われるものについては、適用しない。ただし、当該通常兵器が引き続き当該締約国の所有の下にある場合に限る。

3 弾薬類（第三条）

締約国は、第二条１の規定の対象となる通常兵器により発射され、打ち上げられ、又は投射される弾薬類の輸出を許可する前に第六条及び第七条の規定を適用する。

4 部品及び構成品（第四条）

締約国は、第二条１の規定の対象となる通常兵器を組み立てる能力を提供する方法で行われる部品及び構成品の輸出を許可する前に第六条及び第七条の規定を適用する。

5 実施全般（第五条）

締約国は、この条約の規定を実施するため、国内的な管理制度（管理リストを含む。）を確立し、及び維持する。締約国は、自国の国内法に従い、その国内的な管理リストを事務局に提供する。また、締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器等の移転を規制する効果的な及び透明性のある国内的な管理制度を備えるため、権限のある当局を指定する。

6 禁止（第六条）

締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器等の移転が、国際連合安全保障理事会によって採択された措置に基づく自国の義務（特に武器の輸出入禁止）及び自国が当事国である国際協定に基づく自国の関連する国際的な義務（特に、通常兵器の移転又は不正な取引に関連するもの）等に違反する場合には、移転を許可してはならない。

7 輸出及び輸出評価（第七条）

輸出が第六条の規定により禁止されない場合には、輸出を行う締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器等の輸出であつて、自国の管轄の下で、かつ、その国内的な管理制度に従つて行われるものについて許可を与えようとする前に、通常兵器等が、平和及び安全に寄与し、又はこれらを損なう可能性並びに国際人道法又は国際人権法の重大な違反を犯すこと等の目的のために使用される可能性について評価を行う。当該評価を行い、及び危険性の緩和のために実施され得る措置を検討した後、この条1に規定するいずれかの否定的な結果を生ずる著しい危険性が存在すると認める場合には、当該輸出を許可してはならない。

8 輸入（第八条）

輸入を行う締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器の輸入であつて自国の管轄の下で行われるものを必要ときに規制することを可能とする措置をとる。

9 通過又は積替え（第九条）

締約国は、関連国際法に従い、必要かつ実行可能な場合には、第二条1の規定の対象となる通常兵器の通過又は積替えであつて、自国の管轄の下で行われるものを規制するための適切な措置をとる。

10 仲介（第十条）

締約国は、自国の国内法に従い、第二条1の規定の対象となる通常兵器の仲介であつて自国の管轄の下で行われるものを規制するための措置をとる。

11 流用（第十一条）

第二条1の規定の対象となる通常兵器の移転に関与する締約国は、当該通常兵器の流用を防止するための措置をとる。

12 記録の保存（第十二条）

締約国は、自国の国内法令に従い、第二条1の規定の対象となる通常兵器の輸出許可の発給又は実際の輸出に関する国の記録を保持する。記録は、少なくとも十年間、保存するものとする。

13 報告（第十三条）

締約国は、毎年五月三十一日までに、第二条1の規定の対象となる通常兵器の前暦年における許可された又は実際の輸出及び輸入に関する報告を事務局に提出する。

14 執行（第十四条）

締約国は、この条約の規定を実施する国内法令を執行するための適切な措置をとる。

15 国際協力（第十五条）

締約国は、それぞれの安全保障上の利益及び国内法に反することなく、この条約を効果的に実施するために相互に協力する。

16 国際的援助（第十六条）

締約国は、この条約を実施するに当たり、援助（司法上又は立法上の援助、制度上の能力の構築及び技術的、物的又は財政的な援助を含む。）を求めることができる。このような援助を提供することができる締約国は、要請に応じて当該援助を提供する。

17 締約国会議（第十七条）

締約国会議は、第十八条の規定により設置される暫定事務局によりこの条約の効力発生の後一年以内に招集され、その後は締約国会議によって決定される時に招集される。締約国会議は、この条約の実施状況の検討等の任務を遂行する。

18 事務局（第十八条）

この条約の効果的な実施において締約国を援助するため、事務局を設置する。事務局は、この条約により義務付けられる報告を受領し、閲覧に供し、及び配布すること等の責任を遂行する。

19 紛争解決（第十九条）

締約国は、この条約の解釈又は適用に関して締約国間に生ずることがある紛争の解決を追求するために協議し、及び相互の合意により交渉、仲介、調停、司法的解決その他の平和的手段を通じて協力する。

20 改正（第二十条）

締約国は、この条約の効力発生の後六年を経過した後、この条約の改正を提案することができる。その後、締約国会議は、提案された改正を三年ごとにのみ検討することができる。締約国は、各改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、締約国会議の会合に出席し、かつ、投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で採択される。

21 効力発生（第二十二条）

この条約は、五十番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後九十日で効力を生ずる。

22 留保（第二十五条）

各国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、留保を付することができる。ただし、当該留保がこの条約の趣旨及び目的と両立する場合に限る。

23 他の国際協定との関係（第二十六条）

この条約の実施は、締約国が当事国である既存又は将来の国際協定との関連で当該締約国が負う義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該義務がこの条約と両立する場合に限る。この条約は、この条約の締約国の間で締結された防衛協力協定を無効とする根拠として引用してはならない。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び財政措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成二十五年四月二日 ニューヨークにおいて採択
- 2 効力発生 平成二十六年二月一日現在 未発効（五十番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後九十日で効力を生ずる。）
- 3 署名国 平成二十六年二月一日現在 百十六箇国
 アルバニア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カーボヴェルデ、チャド、チリ、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、日本国、キリバス、大韓民国、ラトビア、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、マリ、マルタ、モリタニア、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナウル、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、タンザニア、トーゴ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ツバル、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ザンビア
- 4 締約国 平成二十六年二月一日現在 九箇国
 アンティグア・バーブーダ、コスタリカ、グレナダ、ガイアナ、アイスランド、マリ、メキシコ、ナイジェリア、トリニダード・トバゴ